第8節　総合的視点で取り組む環境の保全と創造

総合的視点で環境の保全と創造に取り組み、今日の複雑化した環境問題に的確に対応するため、公害防止計画を引き続き推進するとともに、環境影響評価条例に基づき、事業の実施による環境の悪化の未然防止に努める。

1　環境問題の解決に向けた公害防止計画

(1)　公害防止計画の状況

県は、富山・高岡地域において、49年度以来5回にわたり公害防止計画を策定し、各種の公害防止施策を推進してきた結果、環境については、全般的に改善が図られたところである。しかしながら、本地域においては、道路交通公害対策、富山湾海域の水質汚濁など、なお、改善すべき課題が残されていたことから、11年10月の内閣総理大臣の指示に基づき、新たな公害防止計画を策定し、12年2月に内閣総理大臣から承認を得た。

新たな計画では、11年度から15年度までの5か年において、富山市、高岡市、新湊市及び婦中町の3市1町を対象地域として、総合的な環境対策を推進することにしている。

また、13年3月30日には、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律（公害財特法）の一部を改正する法律」が公布され、公害財特法の有効期限が23年3月31日までの10年間延長されることとなった。

(2)　公害防止計画の推進

神通川流域の農用地土壌汚染対策地域については、公害防除特別土地改良事業を引き続き推進し、復元工事が終了した地域について、農業用水の水質・土壌・植物体等の調査を実施し、安全性を確認した上で順次対策地域の指定解除を行った。

また、水質汚濁防止対策として、下水道の整備、合併処理浄化槽の設置を推進した。

自動車騒音については、交通管制システムの整備拡充、信号制御機能の高度化などの交通流対策を講じた。

また、土地利用計画の適切な運用や住工分離等の土地利用対策、固定発生源及び移動発生源に対する大気汚染防止対策、産業廃棄物処理計画や一般廃棄物処理基本計画に基づいた廃棄物処理対策等の公害防止対策を推進した。

2　事業実施に当たっての環境への影響評価の推進

(1)　環境影響評価条例の概要

県では、これまで2年6月に策定した環境影響評価要綱に基づき、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、事業者にあらかじめ事業の実施による環境への影響を調査、予測、評価させるとともに、関係住民の説明会の開催等を指導してきた。

その後、県において制定した、「富山県環境基本条例」及び「富山県環境基本計画」で環境影響評価の推進が位置づけられたことや、国において、従来の環境影響評価制度を見直し、充実するため、新しい考え方を盛り込んだ環境影響評価法が9年6月に制定されたことから、11年6月に「富山県環境影響評価条例」を制定し、11年12月に施行した。環境影響評価条例の概要及び特徴は、次のとおりである。

ア　環境影響評価法の制定に合わせ審査手続等を充実（図1-41参照）

(ア)　審査手続を法対象事業とそれ以外の事業でできるだけ共通化

・個々の事業毎に環境影響評価の方法を絞り込む仕組み（スコーピング）を導入

・評価項目を公害、自然のほか廃棄物など環境基本条例の施策対象全体まで拡大

・関係地域の住民に限定している意見提出者の地域限定を撤廃

・住民による意見提出の機会を前記スコーピング段階にも拡大

・事業者が手続を再実施できる制度を導入

(イ) 必要に応じて県が直接住民等から意見を聴取する制度を導入

(ウ) 事業着手後の調査報告、立入検査制度を継続

イ 環境影響評価制度に係る対象事業の拡大（表1-52参照）

(ア) 横出し事業（対象事業のうち法対象事業以外の種類のもの）を拡大

(イ) 法対象事業より規模が小さいものも条例対象事業に追加

ウ 富山県の特徴への配慮等

(ア) 豊かな緑の恩恵を受けている本県の特徴に鑑み、環境保全等を目的として指定された地域（国立公園等）内では、環境影響評価制度に係る対象事業を拡大

(イ) 新たな事業計画の熟度を高めていく過程で、決定済みの事業計画などの情報収集を幅広く行い、適切な予測、評価を行うことにより、周辺の環境との調和を確保

(2) 環境影響評価条例等の運用

県では、これまで環境影響評価要綱に基づき、レクリエーション施設用地造成事業2件、事業場の建設1件、廃棄物処理施設1件の4事業について環境影響評価が実施されている。環境影響評価条例ではこれまでの環境影響評価要綱の内容をさらに充実し、対象事業に林道、堰、普通鉄道及び軌道等を追加したほか、本県の自然環境に配慮し、国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全などの区域については、小規模の開発事業も対象に追加した。

さらに、環境影響評価条例の対象事業にならない開発事業についても、公害防止条例や土地対策要綱において、環境への影響について事前審査制度を設けており、これらの制度を十分活用して、大規模な開発などによる環境の悪化の未然防止に努めている。

表1-52　環境影響評価条例の対象事業

事業の種類		対象事業の規模	自然環境特別配慮地域の特例	
			A地域	B地域
1 道路	一般道路など ※	4車線以上・長さ7.5km以上	2車線以上・長さ2km以上	4車線以上・長さ5km以上
	林道 ※	幅員6.5m以上・長さ15km以上	幅員6.5m以上・長さ2km以上	幅員6.5m以上・長さ10km以上
2 河川	ダム ※	貯水面積75ha以上	貯水面積1ha以上	貯水面積50ha以上
	堰 ※	湛水面積75ha以上	湛水面積1ha以上	湛水面積50ha以上
	放水路、湖沼開発※	土地改変面積75ha以上	土地改変面積　1ha以上	土地改変面積50ha以上
3 鉄道・軌道	普通鉄道・軌道 ※	長さ7.5km以上	すべて（5km未満の仮設を除く。）	長さ7.5km以上
	特殊鉄道・索道など	──		──
4 飛行場 ※		滑走路長1,875m以上	すべて	
5 電気工作物	水力発電所 ※	出力2.25万kW以上	出力1.5万kW以上	
	火力発電所 ※	出力11.25万kW以上	出力7.5万kW以上	
	地熱発電所 ※	出力7,500kW以上	出力5,000kW以上	
	送電線路	──	電圧17万V以上・長さ1km以上	──
6 廃棄物処理施設	廃棄物最終処分場※	面積25ha以上	──	
	廃棄物焼却施設	処理能力150t/日以上	──	
	し尿処理施設	処理能力150kℓ/日以上	──	
7 下水道終末処理場		計画書人口10万人以上	計画書人口1万人以上	
8 畜産施設		牛500頭以上　豚5,000頭以上	──	
9 工場・事業場（製造業等）		合計燃料使用量12.5kℓ/時以上	合計燃料使用量8kℓ/時以上	
		排出水量1万㎥/日以上	排出水量5,000㎥/日以上	
		地下水合計採水量8,000㎥/日以上	地下水合計採水量4,000㎥/日以上	
		敷地面積75ha以上	敷地面積1ha以上	敷地面積20ha以上
10 埋立て、干拓 ※		面積40ha以上	──	
11 土地区画整理事業 ※		面積75ha以上	──	
12 新住宅市街地開発事業 ※				
13 新都市基盤整備事業 ※				
14 流通業務団地造成事業 ※				
15 工業団地造成事業				
16 住宅団地造成事業				
17 ゴルフ場・スキー場造成事業		面積50ha以上	──	
18 岩石等採取				
19 その他	複合開発事業（11から18までの事業）	（[事業の実施規模]／[対象事業の要件下限値]）の総和が1以上	──	
	土地の形状変更など	──	面積1ha以上	面積20ha以上

注1　対象となる事業の詳細は、富山県環境影響評価条例施行規則を参照。
注2　「自然環境特別配慮地域」とは、国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域などの区域を指す。
また、自然環境特別配慮地域のうち、「A地域」とは特別地域などに指定された区域、「B地域」とは普通地域などに指定された区域を指す。
注3　※の事業は、規模によっては環境影響評価法の対象となる。

図1-41　環境影響評価条例に基づく手続き

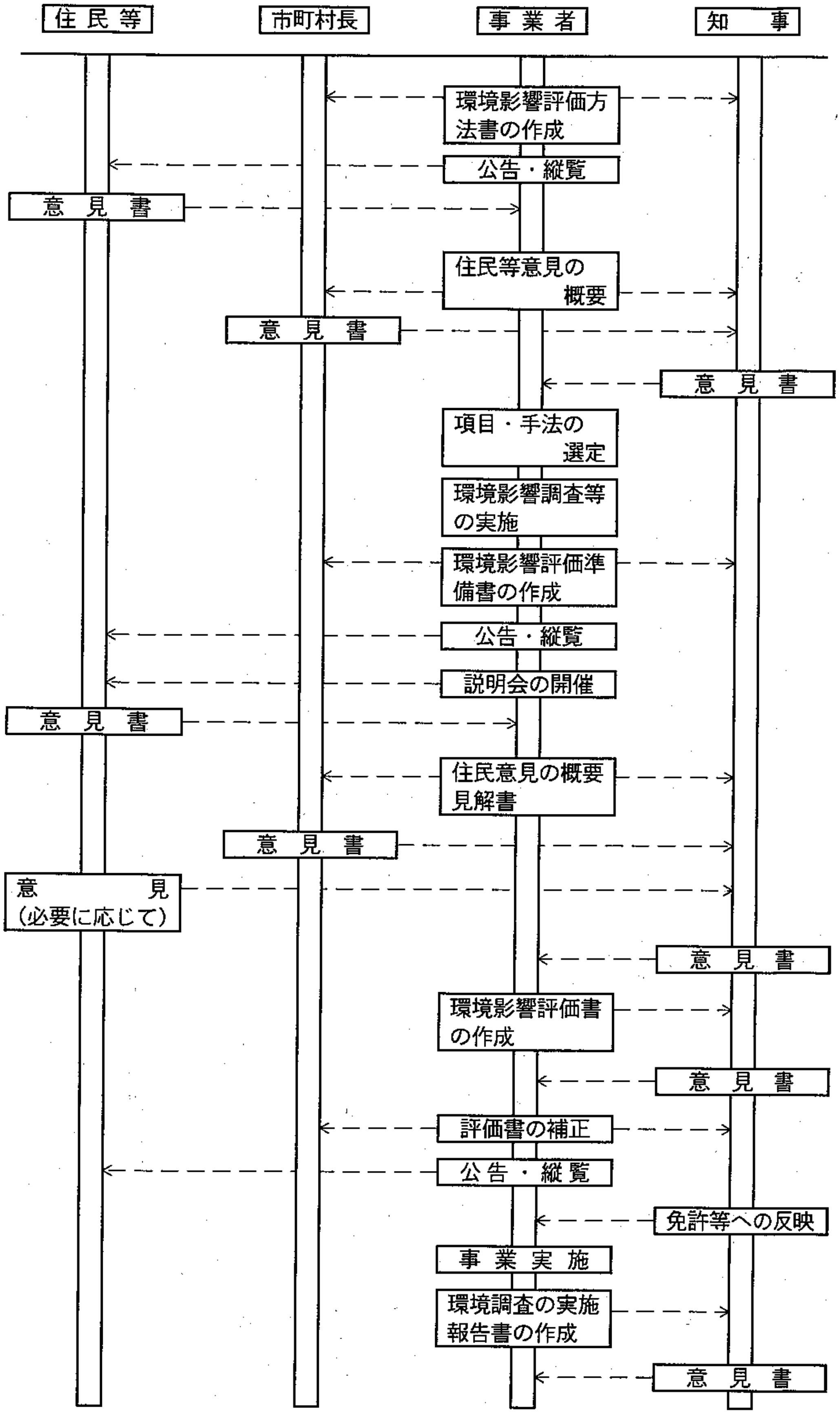

(3)　公害防止協定と事前協議

富山県公害防止条例の規定に基づき、工場等の新増設に当たっては、事業者と事前に公害防止対策等について協議を行い、計画段階からの公害の未然防止を図っている。

また、この際、必要に応じて事業者と地元市町村等との公害防止協定の締結を指導している。

(4)　土地対策要綱等に基づく指導

土地対策要綱等において、一定規模以上の土地の開発に当たっては、事前届出制とし、また、開発事業者に環境影響評価等を実施してもらうなど、自然環境や生活環境の保全等を図ることとしている。

3　環境の保全及び創造を支える調査研究等の推進

環境のモニタリングは、環境保全目標の達成状況や大気、水質等様々な環境質の現況の解析や将来予測のために、また、環境影響評価の基礎資料等として不可欠である。

また、地球環境問題の解決、生物多様性の確保、長期的な環境リスクの評価等の分野において知見の集積等を進めるための調査研究の推進が求められている。

このため、県では環境科学センターにおいて、大気汚染、水質汚濁、地下水障害等の状況について定期的な監視調査、酸性雨の影響調査、環境に係る調査分析手法の研究などの調査研究を行っているほか、他の研究機関等において、自然環境や工業、農林水産業等の分野における環境に関する調査研究を行っている。

近年の環境問題の広がりに対応するため、今後とも環境モニタリングを実施していくとともに、メカニズムや影響など未解明な点が多い地球環境問題や有害化学物質等に関する調査研究を充実していく必要がある。また、県の研究機関相互の連携や国や大学などのほかの機関との連携を図るなど、体制を充実していくことも不可欠である。

このほか、環境基本計画の推進や複雑・多様化する環境問題に対応するため、地域の環境情報や環境に関する情報を総合的、体系的に収集管理し、多角的な検討やシミュレーションを行う環境情報管理システムの整備を図る。

13年度に実施した調査研究等の概要は次のとおりである。

ア 環境情報管理システムの整備については、データベースの整備を図るとともに、大気汚染防止法の届出処理に係るシステムの構築を行った。なお、ソフトウェアのシステムは、情報源管理システム、大気・水質等管理システム、関連情報管理システム、計画管理システム、統計地図等表示システムの5つの個別システムとこれらを総合管理するシステムからなっている。

また、環境情報を総合的・視覚的に提供し、県民の環境保全に関する意識高揚を図るため、インターネットを活用した地図上の情報検索・表示機能等を有する文化財・環境地理情報システム（文化財・環境ＧＩＳ）の詳細設計、データ整備等を行った。

イ 環境科学センターにおいて、樹木による大気浄化作用や酸性雨の影響、水質汚濁の防止等に関する次の調査研究を行った。

・樹木による大気浄化作用に関する研究
・酸性降下物の影響因子に関する研究
・酸性雨による金属腐食に関する研究
・化学物質の測定方法に関する研究
・海域の富栄養化に関する研究
・湖沼における水質特性とプランクトンに関する研究
・産業廃棄物最終処分場の安定化に関する研究
・騒音レベルの面的評価に関する研究
・廃棄物の循環利用に関する研究

ウ 衛生研究所において、イタイイタイ病の予防に関する研究のほか、化学物質の汚染の評価や不快昆虫の防止対策等に関する次の調査を行った。

・環境汚染物質と生体影響に関する調査研究
・食品中の残留農薬及びその他の有害物質に関する調査研究

・不快昆虫の多発防止対策の調査研究

エ　工業技術センターにおいて、環境調和型プラスチック材料の開発やリサイクル応用技術に関する研究のほか、微生物による環境有害物質の除去システムの検討や非鉛系はんだ、電子材料について研究を行った。

オ　農業技術センター農業試験場において、神通川流域等のカドミウム汚染田のうち、公害防除特別土地改良事業により復元が完了した客土水田について、施肥改善効果の確認調査や産米等の安全確認調査を行った。

カ　水産試験場において、富山湾における赤潮の発生状況を調査するとともに、漁場環境の把握等に関する次の調査を行った。

・漁場環境状況に関する調査

・富山湾の底生生物調査

キ　林業技術センター林業試験場において、酸性雨等による森林影響の基礎資料を得るため、酸性雨等森林影響予察に関する調査を行った。

ク　畜産試験場において、家畜ふん尿の利用技術を開発するため、林地残材等未利用木質資源を活用した牛ふんの堆肥化試験を行うとともに、重金属など環境負荷物質排泄量を低減するため、豚の栄養管理技術に関する試験を行った。